

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

入院時食事療養標準負担額（患者負担）

所得区分		1食につき	
70歳未満の者	高齢受給者・後期高齢者	3月まで	4月以降
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得 一般（Ⅲ）	490円 (280円) ※ ¹	510円 (300円) ※ ¹
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ） 入院90日超	230円	240円
		180円	190円
	低所得（Ⅰ）	110円	110円

※¹指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童については1食につき300円とする。

ご理解とご了承をいただきますようお願い申し上げます。



医療法人 利靖会
前原外科 整形外科 小児科
院長 前原 一之